

指定管理者制度におけるスライド制度の導入について

令和8年4月
企画財政部行政・デジタル改革課

1 制度の概要

埼玉県の指定管理者制度導入施設の適切かつ安定的な運営を図るため、指定管理者選定時の**賃金及び物価水準等の指標に1%を超える変動**が見られた場合に、その変動の影響を**翌年度の指定管理料に反映させる**「スライド制度」を導入する。

2 適用開始時期

令和9年度以降に指定管理期間が開始する指定管理者（令和8年度以降に指定の告示を行った指定管理者）に適用する。

3 対象経費及び指標

対象経費		指標
人件費	正規職員賃金	埼玉県人事委員会勧告における民間の「月例給」及び「特別給」
	非正規職員賃金	埼玉労働局が公表する埼玉県最低賃金の額
業務委託費（再委託料）		国土交通省が毎年度公表する「建築保全業務労務単価(全国、全職種平均)」
光熱水費・燃料費		企業物価指数(電気、都市ガス、ジェット燃料)、地域冷暖房の燃料とされる都市ガスと同率(エネルギーサービス(地域冷暖房等))、小売物価統計(LPガス)、石油製品価格調査(ガソリン、軽油、灯油、重油)、農業物価指数(肥料、飼料)、各市町村の水道料金(水道料金)

4 スライド制度の流れ

